



国 情 議 収 第 1 号 の 2
平 成 2 7 年 8 月 5 日



国立市長
佐藤 一夫 様

国立市情報公開及び
個人情報保護審議会

会長 只野 雅

答 申 書



平成27年4月14日付け国行情発第7号により諮問のありました下記事項
について、当審議会は、次のとおり意見を申し述べます。

記 記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
施行に伴う国立市個人情報保護条例の一部改正について

2 諮問理由

市が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、並びに保有する特定個人
情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要
な措置を講じるため。

3 当審議会の意見

上記諮問事項に係る国立市個人情報保護条例（以下「条例」という。）と国立
市個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）の改正素案に関し、担当
者から説明を受け、審議しました。その結果、規則の改正素案第22条の2に
ついては更なる検討を要するが、それ以外については可とするとの結論に達し

ました。検討の経緯と判断の理由は、以下のとおりです。なお、制度の運用について、付言として、当審議会からの要望事項があります。

(検討の経緯と判断の理由)

担当部局より参考資料として、条例及び規則の改正素案とともに、改正をめぐる主要な論点と同素案における考え方（「個人情報保護条例改正素案に係る検討事項」が提示された。当審議会では、提示された各論点（(1)～(5)）に加え、条例の改正素案全般について検討を行った結果、提示された改正素案は妥当であるが、事故発生時の本人への通知等（第39条の2）については更なる検討を要望するとの内容の中間答申をとりまとめた（平成27年6月8日付け国情議収第1号）。

その後実施されたパブリック・コメントを踏まえ、新たに提示された条例の改正素案（追加案）及び規則の改正素案を検討した結果、以下の理由により、規則改正素案第22条の2については更なる検討を要するが、それ以外については可とする、との結論に達した。

(1) 個人情報の定義（第2条第1号）

現行の条例では、個人事業主の事業に関する情報は、「個人情報」には含まれないものとしているが（第2条第1号ただし書）、条例の改正素案では、この除外規定を削除することとしている。法人番号が付番されないうえに個人番号を用いることになる個人事業主の特定個人情報を条例の保護対象とするものであり、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）では死者の情報を保護対象とはしていないが、条例の改正素案では除外規定を設けず、引き続き死者の情報も保護対象として扱うこととしている。死者の個人情報は一般に遺族等生存者の個人情報と同視できることからすれば、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

(2) 個人情報ファイルの作成（第11条）

条例第11条は、個人情報ファイルの作成に当たり、実施機関に対し当審議会への諮問を義務付けている。条例の改正素案では、番号法に係る特定個人情報について、除外規定を設けることなく、当審議会の諮問対象とすることとしている。法令の規定により実施しなければならない事項についても慎重な手続を踏むものであり、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

(3) 結合等の禁止 (第12条)

条例第12条は、電子計算組織を利用した個人情報の結合等につき、実施機関に対し当審議会への諮問を義務付けている。条例の改正素案では、個人情報ファイルの作成の場合と同様、特定個人情報についても、除外規定を設けることなく、当審議会の諮問対象とすることとしている。(2)と同様に、法令の規定により実施しなければならない事項についても慎重な手続を踏むものであり、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

(4) 提供先への訂正の通知 (第23条の2)

条例の改正素案では、番号法の施行に伴い情報提供等記録の訂正に係る提供先への通知の規定を新設することに併せて、その他の個人情報の訂正についても提供先への通知の規定を設けることとしている。自己情報の訂正がなされた場合に提供先にも通知を行うことは、訂正請求制度の趣旨に適い、本人の利益に資するものであり、適切な対応といえる。

(5) 事故発生時の本人への通知等 (第39条の2)

条例の改正素案第39条の2第1項では、実施機関が保有する個人情報の漏えい等の事故発生時に、本人への通知等を実施機関に義務付ける規定を新設することとしている。担当部局からは、事故発生時の本人への通知等は、これまでも実務上実施されてきたとの説明があった。実施機関として必要な措置であり、それを義務として明文化することは適切な対応であるといえる。また、対象を特定個人情報に限定せず、広く「個人情報」を対象としており、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

一方、当初提示された条例改正素案では、漏えい等事故発生時の本人通知の対象となる「個人情報」は、実施機関が保有するものに限られていた。そうした対応には相応の理由はあるものの、しかしながら、個人情報の提供先からの漏えいが発覚し、調査が進む中で国立市民の個人情報の漏えいしたことが疑われるといった事態が生じることも十分に想定され得る。そこで当審議会では、中間答申において、更に、実施機関が提供した個人情報についても、条例第12条第4項及び第5項に基づき適切な調査等の対応を行うこと、漏えいが特定できた場合には本人通知を行うこと、などの対応を検討するよう要望した。パブリック・コメントでも、同趣旨の意見が寄せられている。

こうした点を踏まえ、新たに提示された条例改正素案第39条の2第2項では、上記の要望に添った対応が定められた。当審議会とパブリック・コメントで寄せられた意見を踏まえた適切な対応であると判断される。

なお、この点については、今後、特定個人情報保護委員会のガイドラインに基づき決定される特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応において

も、事故発生時の本人への通知等が定められることが見込まれている。

(6) 事故発生時の本人への通知等 (規則第22条の2)

条例改正素案第39条の2を受けて、規則改正素案第22条の2では、本人に通知し又は公表する項目として、(1) 発生した事故の内容、(2) 発生した事故に係る当事者及びその規模、(3) 事故の発生場所、(4) 事故の発生状況、(5) 事故の発生原因、(6) 発生した事故に対する市の対応及び措置、(7) その他市長が必要と認める事項、を規定している。

事故について正確な情報提供・説明が必要なことはいうまでもない。しかし、他方、事故の全貌が明らかになるまでには、専門機関による検証などを要し、特に(4) 事故の発生状況や(5) 事故の発生原因などの解明に相当な時間がかかることも予想される。事故に係る情報の提供が遅れたりあるいは提供された情報が事後に訂正されたりすると、かえって混乱が生じることも懸念される。事故発生時の本人への通知に必要な最小限の情報を素早く提供し、その上で必要であればマイナンバーの変更などを含む被害拡大を防止する適切な措置がなされれば、当初の対応としては十分であると考えられる。それゆえ、本人への通知等に係る事項についての規定は、柔軟な対応が可能となるよう、概括的なものの方がよいのではないかと考えられる。

以上のような観点から、規則改正素案第22条の2については、再検討されたい。

(7) その他

条例及び規則の改正素案について、上記以外に関しても検討を行ったが、当審議会としては特段の問題はないとの結論に達した。

(付言)

番号法については、大きな制度変更であり、また、情報提供ネットワークシステムを通じて異なる機関の間における特定個人情報の情報連携を行うことを原則としている。制度の運用にあつては、個人情報の保護、特に個人情報の管理を含めた情報セキュリティ対策に万全を期されたい。また、市民が自己の特定個人情報の授受の記録等を確認することができる仕組みである情報提供等記録開示システム等を含め、制度について市民に対し十分な周知がなされるよう配慮されたい。さらに、情報機器の操作等が不慣れな市民にも十分な対応がなされ、行政サービスが支障なく提供されるよう配慮されたい。